

大分県告示第五百五十六号

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第十九条及び第三十条の規定に基づき、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、次のとおり定める。

平成十四年六月二十五日

（情報システム開発業務の定義）

第一条 この規程により、入札参加資格を定める「情報システム開発業務」とは、次に掲げる業務とする。

- 一 システム分析
- 二 システム開発
- 三 システム運用・管理
- 四 ネットワーク関連業務
- 五 インターネット関連業務
- 六 データ処理
- 七 コンピュータ研修

（競争入札に参加できない者）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- 一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の四第一項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 二 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者
- 三 営業年数が一年未満の者
- 四 県税を滞納している者
- 五 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 六 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（入札参加資格の審査）

第三条 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

一 営業概要

イ 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

ロ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状

況をいう。)

八 セキュリティ管理体制(基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。)

二 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)

三 流動比率(基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)

(申請の時期及び方法)

第四条 入札参加資格の審査の申請(以下「申請」という。)(の時期は、毎年一月一日から同月三十一日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約の締結が見込まれる場合、又は知事が特に認めた場合は、申請の時期は随時とする。)

2 入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 営業に関し必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

二 県税の納税証明書

三 法人にあつては、登記簿謄本(外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)及び定款

四 個人にあつては、身元証明書(成年被後見人、被保佐人、被補助人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等)に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)(及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)(附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)(の長の証明書(外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)をいう。)

五 営業概要書

六 財務諸表(法人にあつては基準年度の期末における決算報告書、個人にあつては青色申告書又は所得税確定申告書の写し)

七 委任状(支店長その他の者(以下「代理人」という。)(に入札、契約等に関する権限を委任する場合に限る。)

八 前各号に掲げるもののほか、知事が指定する書類

(入札参加資格審査結果の通知)

第五条 知事は、申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第六条 入札参加資格の有効期間は、前条の規定により入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年(平成十六年及び同年以後の二年こと)の三月三十一日までとする。

(変更届)

第七条 入札参加資格を取得した者は、当該入札参加資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称又は所在地
- 三 代表者又は代理人の氏名
- 四 使用印鑑
- 五 休業又は廃業することとなったとき。
- 六 営業に関し必要な許可、認可等
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が別途定める事項

(入札参加資格の取消し)

第八条 知事は、入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

- 一 令第六百六十七条の四第二項(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する者に該当すると判明した場合
- 二 第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

附 則 (平成十四年六月二十五日告示五百五十六号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 第四条第一項本文の規定にかかわらず、平成十四年度における入札参加資格の審査の申請の時期は、七月一日から同月三十一日までとする。

附 則 (平成二十三年十一月二十九日告示第八百八十八号)

この告示は、公示の日から施行する。